

令和3年9月9日
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長補佐：青木（内線2289）
係長：加藤豪（内線2290）
代表：03-5253-1111

報道関係者 各位

住居確保給付金の再支給の申請期間の延長及び 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給について

住居確保給付金については、その支給が終了した方に対して、新型コロナウイルス感染症対応の特例として、令和3年9月末までの間、介護以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給を可能としてきたところですが、今般、本特例の申請の受付期間を令和3年11月末まで延長することとします。（本特例による再支給は1度限りとなります。）

また、令和3年11月末までに申請があった場合は、新型コロナウイルス感染症対応の特例として、引き続き、職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給を可能とします。

（※詳細は追ってお示しし、関係省令を改正します。）